

熊本地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号、同第●●号 所得税等更正処分の一部取消請求事件(以下、順に「第1事件」、「第2事件」という。)

国側当事者・国(熊本西税務署長)

令和5年6月9日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	熊本西税務署長
	城森 和弘
同指定代理人	田中 義一
同	一丸 聖
同	黒田 哲弘
同	山本 知恵
同	山神 暁恵
同	田中 潤
同	野田 翔吾
同	宮城 光
同	馬場 智暉
同	寺本 史郎
同	福田 和哉
同	橋本 健一
同	嶋野 友二
同	鈴木 章義
同	尾野 泰洋

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 処分行政庁が令和3年10月25日付けでした原告の平成30年分所得税及び復興特別所得税の更正処分(以下「平成30年分更正処分」という。)のうち、分離短期譲渡所得0円、分離長期譲渡所得0円、納付すべき税額9300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(以下「平成30年分賦課決定処分」といい、平成30年分更正処分と併せて「平成

30年分更正決定等」という。)を取り消す。

- (2) 被告は、原告に対し、32万7800円及びこれに対する納付日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第2事件

- (1) 処分行政庁が令和3年10月25日付けでした原告の令和元年分所得税及び復興特別所得税の更正処分(以下「令和元年分更正処分」といい、平成30年更正処分と併せて「本件各更正処分」という。)のうち、上場株式等の課税所得0円、納付すべき税額マイナス3万2963円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(以下「令和元年分賦課決定処分」といい、本件令和元年分更正処分と併せて「令和元年分更正決定等」という。また、平成30年分賦課決定処分と令和元年分賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分」という。)を取り消す。

- (2) 被告は、原告に対し、9万4193円及びこれに対する納付日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 原告は、平成31年2月7日、熊本市西区●●所在の土地及び建物(以下、同土地を「本件土地」、同建物を「本件建物」という。)の各共有持分(以下「本件各持分」という。)の譲渡による譲渡所得を分離課税の譲渡所得として、平成30年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告書を処分行政庁に提出した(以下「平成30年分確定申告」という。)。また、原告は、令和2年3月16日、A株式会社の株式(以下「本件株式」という。)の譲渡による譲渡所得を総合課税の長期譲渡所得として、令和元年分の所得税等の確定申告書を処分行政庁に提出した(以下「令和元年分確定申告」という。))。

第1事件は、原告が、平成30年分確定申告の後に、本件各持分の譲渡による譲渡所得は、総合課税の譲渡所得として所得税等の額の計算をすべきとして更正の請求(以下「平成30年分更正の請求」という。)をしたところ、処分行政庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「平成30年分通知処分」という。)をするとともに、譲渡所得の金額に誤りがあるとして平成30年分更正決定等をしたことから、平成30年分更正決定等について、本件各持分の譲渡による譲渡所得を総合課税の譲渡所得として所得税等の額を計算すべきであり、また、原告が本件土地の共有持分の贈与を受けた際に納付した贈与税の額の14万5900円及び原告の母が本件土地の共有持分の贈与を受けた際に納付した贈与税の額のうち原告が相続により取得した割合を乗じた額である7万2950円(以下「本件贈与税」という。)が本件土地の譲渡による譲渡所得の取得費に該当するのに譲渡所得の金額を算定するに当たって本件贈与税相当額を控除しなかったことは違法である旨を主張して、その取消しを求めるとともに、処分行政庁による平成30年分更正決定等により、納付済みの所得税の額から原告が納付すべきであるとする税額の差額に相当する損害を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づき、32万7800円及びこれに対する納付日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第2事件は、原告が、令和元年分確定申告の後に、源泉徴収税額の計上漏れにより納付すべき税額が過大であるとして更正の請求(以下「令和元年分更正の請求」という。)をしたところ、処分行政庁が、令和元年分更正の請求について、源泉徴収額の計上漏れには理由がある

ものの、分離課税の譲渡株式等の譲渡所得に該当するものを総合課税の長期譲渡所得に当たるとしたこと等に誤りがあるとして、校正すべき理由がない旨の通知処分（以下「令和元年分通知処分」といい、平成30年分通知処分と併せて「本件各通知処分」という。また、本件各更正処分、本件各通知処分及び本件各賦課決定処分をまとめて、「本件各更正決定等」という。）をするとともに、令和元年分更正決定等をしたことから、令和元年分更正決定等について、上場株式の譲渡による譲渡所得を総合課税の譲渡所得として所得税等の額の計算をすべきであるため違法である旨を主張して、令和元年分更正決定等の取消しを求めるほか、処分行政庁による令和元年分更正決定等により、納付済みの所得税の額から原告が納付すべきであるとする税額の差額に相当する損害を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づき、9万4193円及びこれに対する納付日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 関係法令等の定め

別紙のとおり（なお、別紙における表題で定義を付けたものは、以下の本文中でも用いる。）。

3 前提事実

証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実（以下「前提事実」という。）が認められる。

（1）原告による本件各持分の取得の経緯及び譲渡

ア 原告は、以下のとおり、本件土地の共有持分18分の3を取得した（乙1の2）。

（ア）平成4年9月4日付けで、共有持分27分の2を贈与により取得

（イ）平成5年2月22日付けで、共有持分27分の1を贈与により取得

（ウ）平成25年4月26日付けで、共有持分18分の1を相続により取得

イ 原告は、平成26年9月5日付けで本件建物の共有持分2分の1を売買により取得した（乙1の3）。

ウ 原告は、平成30年2月14日付けで本件土地を他の共有者とともに、原告の共有持分18分の3に応じた譲渡価額297万円で譲渡した。原告の共有持分に応じた取得費は、14万8500円であり、原告の共有持分に応じた譲渡費用は、9140円であった（乙1の2）。

また、原告は、同日付けで、本件建物を、他の共有者とともに、原告の共有持分2分の1に応じた譲渡価額46万2962円で譲渡した（乙1の3）。原告の共有持分に応じた取得費は、41万2335円であり、原告の共有持分に応じた譲渡費用は、8600円であった（乙1の2）。

（2）本件株式の取得の経緯及び譲渡等

ア 原告は、本件株式を1株当たり●●円の平均買付価格で取得した。

イ 原告は、令和元年12月25日付けで、本件株式1045株を1株当たり2670円で売却し、約定金額及び精算金額として279万0150円を取得した（乙2）。

（3）課税処分等の経緯

平成30年分確定申告、平成30年分更正の請求、平成30年分通知処分、平成30年分更正決定等、平成30年分通知処分に対する原告の審査請求、平成30年分更正決定等についての原告の審査請求及びこの審査請求に対する国税不服審判所長の裁決の経緯は、別表1「所得税等に係る課税処分等の経緯」の平成30年分欄に記載のとおりである。

令和元年分確定申告、令和元年分更正の請求、令和元年分通知処分、令和元年分更正決定

等、令和元年分更正決定等についての原告の審査請求及びこの審査請求に対する国税不服審判所長の裁決の経緯は、別表1「所得税等に係る課税処分等の経緯」の令和元年分欄に記載のとおりである。

(4) 本件訴えの提起

原告は、令和4年8月1日、本件訴え（第1事件、第2事件）を提起した（顕著な事実）。

4 本件各更正決定等の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件各更正決定等の根拠及び適法性に関する被告の主張は、後記5における主張のほか、別紙「本件各更正決定等の根拠及び適法性に関する被告の主張」に記載のとおりである。

5 争点及びこれに関する当事者の主張

本件における争点は、第1事件及び第2事件について、(1) 本件各持分及び本件株式の譲渡による各譲渡所得について、措置法が適用されて分離課税の対象となるか、所得税法が適用されて総合課税の対象となるか、第1事件について、(2) 本件贈与税が本件土地の譲渡による譲渡所得の取得費に該当するか、である。

(1) 争点(1) (本件各持分及び本件株式の譲渡による各譲渡所得について、措置法が適用されて分離課税の対象となるか、所得税法が適用されて総合課税の対象となるか) について
(原告の主張)

所得税法33条1項及び2項並びに所得税基本通達33-1が譲渡所得の起因となる資産の範囲から土地、建物及び上場株式等の資産を除外していないこと、措置法の上場株式等に係る配当所得等（措置法8条の4）と上場株式等に係る譲渡所得（措置法37条の11）に関する各規定はほぼ同様であり、前者については申告分離課税が選択できるとされていることから、後者についてもこれと同様に解すべきであること、措置法1条が所得税の軽減のため税額の計算につき所得税法の特例を設ける旨規定していることに照らせば、譲渡所得への分離課税に関する措置法の規定は、所得税法を適用する場合と比べて所得税が軽減される場合に限って適用されると解釈すべきであるから、本件各持分及び本件株式の譲渡による譲渡所得は、措置法の規定による分離課税ではなく、所得税法の規定による総合課税の対象とすべきである。

(被告の主張)

措置法31条1項、32条1項及び37条の11第1項は、土地及び建物又は上場株式等の譲渡による譲渡所得につき、いずれも所得税法22条及び89条並びに165条の規定にかかわらず、他の所得と区別し、分離課税の対象とする旨規定しているところ、文理上、措置法31条1項、32条1項及び37条の11第1項の規定に該当するものについては、所得税法22条（課税標準）、89条（税率）及び165条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の各規定の適用が排除され、措置法の上記各規定が適用されて、分離課税の対象となることは明らかである。したがって、本件各持分の譲渡による譲渡所得については、土地ないし建物の譲渡による譲渡所得として措置法31条又は32条が適用され、本件株式の譲渡による譲渡所得については、措置法37条の11第1項が適用され、いずれも分離課税の対象となる。

(2) 争点(2) (本件贈与税が本件土地の譲渡による譲渡所得の取得費に該当するか) について

(原告の主張)

相続税法 21 条の 2、所得税基本通達 60-2 及び措置法 39 条の各規定や、贈与税は不動産取得税と同じく不動産の贈与を受けた際に支出するものであることからすると、相続税は、資産を取得するために通常必要と認められる費用といえる。

(被告の主張)

所得税法 38 条 1 項に基づき、譲渡所得の計算において控除される「資産の取得費」や、これに含まれる「資産の取得に要した費用」については、当該譲渡の対象とされた個別の資産ごとに定まることが必要と解されるところ、贈与税は、財産の価額に相当する経済的価値を課税対象とするものであって、個々の贈与財産に着目し、その財産ごとに課税するものではないから、「資産の取得に要した金額」には該当せず、「資産の取得費」には含まれない。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 (1) (本件各持分及び本件株式の譲渡による各譲渡所得について、措置法が適用されて分離課税の対象となるか、所得税法が適用されて総合課税の対象となるか) について

(1) 措置法 1 条は、所得税法の特例を設けることについて規定する旨を定めているところ、措置法 31 条 1 項、32 条 1 項及び 37 条の 11 第 1 項は、土地及び建物又は上場株式等の譲渡による譲渡所得について、所得税法 22 条及び 89 条並びに 165 条の規定にかかわらず、他の所得と区別し、分離課税の対象とされる旨を明確に定め、その文理上、課税標準 (所得税法 22 条)、税率 (同 89 条)、総合課税にかかる計算 (同 165 条) についての所得税法の規定の適用を排除しているから、措置法の上記各規定に該当する譲渡所得は、いずれも所得税法に基づく総合課税によらず、分離課税の対象としていることが明らかである。

(2) 原告は、①所得税法 33 条 1 項及び 2 項並びに所得税基本通達 33-1 が譲渡所得の起因となる資産の範囲から土地、建物及び上場株式等の資産を除外していないことや、②措置法の上場株式等に係る配当所得等 (措置法 8 条の 4) と上場株式等に係る譲渡所得 (措置法 37 条の 11) に関する各規定はほぼ同様であり、前者については申告分離課税が選択できるとされており、後者についてもこれと同様に解すべきであることから、本件各持分及び本件株式の譲渡による譲渡所得について、措置法の規定に基づく分離課税ではなく、所得税法に基づく総合課税によって所得税等の額を計算すべきことを選択できる旨主張する。しかしながら、前記 (1) で述べたところに加え、措置法 1 条の定めを踏まえると、上記各規定と所得税法の総合課税に関する規定は、特別法と一般法の関係にあると解される以上、所得税法 33 条 1 項及び 2 項並びに所得税基本通達 33-1 が譲渡所得の起因となる資産の範囲から土地、建物及び上場株式等の資産を除外していないからといって、納税申告者に総合課税によるか分離課税によるかの選択権を与えているわけではないのは明らかであるから、①の主張は採用できない。また、措置法 8 条の 4 第 2 項は、特定上場株式等の配当等に係る配当所得について申告分離課税の対象とされる旨の同条 1 項の適用を受けるのは、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限られるところ、上場株式等の譲渡による譲渡所得については、これに対応する規定がないから (措置法 37 条の 11 参照)、措置法 37 条の 11 第 1 項が、上場株式等の譲渡による譲渡所得について、分離課税とするか、総合課税とするかの選択権を納税者に与えているものとは解されず、②の主張は採用できない。

さらに、原告は、措置法 1 条が所得税の軽減のため税額の計算につき所得税法の特例を設ける旨規定していることに照らせば、譲渡所得への分離課税に関する措置法の規定は、所得

税法を適用する場合と比べて所得税が軽減される場合に限って適用されると解釈すべきである旨主張するが、措置法1条が、「所得税（中略）を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収」について特例を設けることを規定しており、所得税の軽減等のみでなく、「又は」として納税義務や課税標準若しくは税額の計算等の特例であることも同法の趣旨として掲げていることからすると、措置法の適用が所得税の軽減される場合に限られないことは明らかであるから、上記主張は採用できない。

(3) 以上を前提に本件の適用法令を検討する。

ア 本件各持分の譲渡は、土地ないし建物の譲渡であるから、措置法31条1項又は32条1項が適用される。このうち本件土地の共有持分については、前提事実のとおり、原告は、平成4年9月4日付け、平成5年2月22日付け及び平成25年4月26日付けで、それぞれ贈与又は相続により取得し、平成30年2月14日付けで譲渡しており、原告が本件土地の共有持分を譲渡した年の1月1日における原告の所有期間は5年を超えているから（なお、原告が、平成25年4月26日付けで相続により取得した共有持分については、被相続人が保有していた期間を引き続き原告が所有していたものとみなされる（所得税法60条1項1号）。）、本件土地の共有持分の譲渡による譲渡所得は、措置法31条1項に基づく分離課税の対象となる。

また、本件建物の共有持分については、前提事実のとおり、原告は、平成26年9月5日付けで売買により取得し、平成30年2月14日付けで譲渡しており、原告が本件建物の共有持分を譲渡した年の1月1日における原告の所有期間が5年を超えないことから、本件建物の共有持分の譲渡による譲渡所得は措置法32条1項に基づく分離課税の対象となる。

イ 前提事実のとおり、原告は、令和元年12月25日付けで本件株式を売却しているところ、本件株式は上場株式であると認められ（乙2）、「株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの」（措置法37条の11第2項1号）に当たるから、本件株式の譲渡による譲渡所得は措置法37条の11第1項に基づく分離課税の対象となる。

ウ 以上によれば、本件各持分及び本件株式の譲渡による譲渡所得は、措置法31条1項、32条1項及び37条の11第1項に基づく分離課税の対象となるところ、本件各更正決定等は、いずれもこれを前提として所得税等を算定の上でされたものであるから、その適法性に問題はなく、原告の主張は採用できない。

2 争点（2）（本件贈与税が本件土地の譲渡による譲渡所得の取得費に該当するか）について

(1) 所得税法は、譲渡所得の金額について、総収入金額から資産の取得費及び譲渡に要した費用を控除するものとし（所得税法33条3項）、資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、当該資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額としている（同法38条1項）。ここで、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるところ、所得税法38条1項にいう「資産の取得に要した金額」には、当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額のほか、登録免許税、仲介手数料等当該資産を取得するための付随費用の額も含まれると解される（最高裁平成4

年7月14日第三小法廷判決・最高裁判所民事判例集46巻5号492頁)。また、所得税基本通達60-2は、所得税法60条1項1号に掲げる贈与等により譲渡所得の基因となる資産を取得した場合において、当該贈与等に係る受贈者等が当該資産を取得するために通常必要と認められる費用を支出しているときには、当該費用のうち当該資産に対応する金額については、当該資産の取得費に算入できる旨を定めている。

- (2) そこで、本件贈与税が「資産の取得に要した金額」に該当するか検討すると、贈与税の納税義務者は、贈与により財産を取得した個人であり（相続税法1条の4第1項1号）、贈与税の納税義務は、贈与により財産を取得した時に成立するところ（国税通則法15条2項5号）、贈与税の課税標準である課税価格は、贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時において日本に住所を有するものにあっては、その者がその年中において贈与により取得した財産の価額の合計額である（相続税法21条の2第1項）。このことからすると、贈与税は、財産の価額に相当する経済的価値を課税対象とするものであり、特定の不動産の取得等を課税対象とするものではないから、当該贈与等に係る受贈者等が当該資産を取得するために通常必要と認められる費用には当たらない。したがって、本件贈与税についても、本件土地の受贈者である原告が同土地を取得するために通常必要と認められる費用とはいえず、「資産の取得に要した金額」に該当し「資産の取得費」に含まれるとしてこれを控除することはできない。

なお、所得税法9条1項16号が、相続や個人からの贈与により所得するものにつき、所得税を課さないとしている趣旨が、財産を取得した場合、当該相続人等において、当該財産の価額に相当する新たに取得した経済的利得が本来、当該相続人等の所得として所得税の課税対象となるべきものであるにもかかわらず、他方で、当該相続人等が取得した財産の当該相続等の時点における価額（時価）は、当該相続人等に対する相続税又は贈与税の課税対象となり、二重課税を排除する趣旨であるものと解し得ることに照らして、本件贈与税について「資産の取得に要した金額」に該当するかも問題となり得るが、一般に、相続等の時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納得を得難いことに鑑み、その時点における課税を留保して繰り延べ、その後、相続人等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、被相続人等の下で実現しなかった増加益も含めてこれを清算して課税することとした所得税法60条1項1号の趣旨に照らすと、所得税法9条1項16号に抵触するものとはいえない。

また、原告は、本件贈与税が「資産の取得費」に含まれることの根拠として措置法39条1項が存在することも主張するが、同規定は相続税額の取得費への算入を一定の要件のもとに認めたものであり、贈与税を取得費に算入すべきとする主張の根拠としては失当であるから、かかる主張は採用できない。

- (3) したがって、本件贈与税を取得費に該当するものとして譲渡所得の金額を算定しなかったことは、平成30年分更正決定等の適法性に影響を及ぼすものではない。

3 本件各更正決定等の適法性及び国家賠償請求の適否について

弁論の全趣旨によれば、争点1及び争点2に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については当事者間に争いがなく、その算定過程に違法、不合理な点はないところ、上記のとおり争点1及び争点2に関して違法性は認められず、平成30年分の納付すべき所得税の額等、令和元年の納付すべき所得税の額等は別紙2「本件更正処分等の根拠及び適法性に

関する被告の主張」のとおりであるから、本件各更正処分は適法であり、本件各更正決定等におけるそれらと同額と認められるから、本件各更正決定等は、いずれも適法である。また、本件各賦課決定処分及び本件各通知処分についても、同別紙に記載のとおり、いずれも適法である。

そうすると、第 1 事件及び第 2 事件の国家賠償法 1 条 1 項に基づく各請求は、本件各更正決定等により原告が納付することになった所得税等の返還を求めるものと解されるところ、上記のとおり本件各更正決定等が適法である以上、その前提を欠くものであり、処分行政庁においてこれらの処分をしたことについて違法性が認められないことは明らかである。

第 4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

熊本地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 品川 英基

裁判官 塚田 久美子

裁判官 若松 亮太

(別紙)

関係法令の定め

【所得税法】

(非課税所得) (令和3年法律第11号による改正前のもの)

6 第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一～十五 (略)

十六 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法(昭和25年法律第73号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)

10 十七～十九 (略)

2 (略)

(課税標準)

第22条 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

15 2 総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(第70条第1項若しくは第2項(純損失の繰越控除)又は第71条第1項(雑損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第33条第3項第1号(譲渡所得)に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び雑所得の金額(これらの金額につき第69条(損益通算)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額

二 譲渡所得の金額(第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額(これらの金額につき第69条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額の2分の1に相当する金額

25 3 (略)

(譲渡所得)

第33条 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

5 2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。

一 たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得

二 前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得

3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において
10 「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

一 資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）

二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

20 4～5 (略)

(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)

第38条 譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

25 2 (略)

(贈与等により取得した資産の取得費等) (令和2年法律第8号による改正前のもの)

第60条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第1項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)

二 前条第2項の規定に該当する譲渡

2 (略)

10 (税率)

第89条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の5分の1に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に5を乗じて計算した金額との合計額とする。

195万円以下の金額	100分の5
195万円を超え330万円以下の金額	100分の10
330万円を超え695万円以下の金額	100分の20
695万円を超え900万円以下の金額	100分の23
900万円を超え1800万円以下の金額	100分の33
1800万円を超え4000万円以下の金額	100分の40
4000万円を超える金額	100分の45

2 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第4節(所得控除)の規定による控除をした残額とする。

(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)(平成30年法律第7号による改正前のもの)

- 第165条 前条第1項各号に掲げる非居住者の当該各号に定める国内源泉所得について課する所得税(以下この節において「総合課税に係る所得税」という。)の課税標準及び所得税の額は、当該各号に定める国内源泉所得について、別段の定めがあるものを除き、前編第1章から第4章まで(居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算)(第44条の3(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)、第46条(所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入)、第60条の4(外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例)、第73条から第77条まで(医療費控除等)、第79条(障害者控除)、第81条から第85条まで(寡婦(寡夫)控除等)、第95条(外国税額控除)及び第95条の2(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。
- 2 前条第1項第1号に掲げる非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得(以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。)に係る各種所得の金額につき前項の規定により前編第2章第2節第1款及び第2款(各種所得の金額の計算)の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。
- 一 第37条第1項(必要経費)に規定する販売費、一般管理費その他同項に規定する所得を生ずべき業務について生じた費用(次号において「販売費等」という。)及び同条第2項に規定する山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用(同号において「育成費等」という。)のうち、第161条第1項第1号(国内源泉所得)に規定する内部取引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。
- 二 販売費等及び育成費等並びに支出した金額(第34条第2項(一時所得)に規定する支出した金額をいう。以下この号において同じ。)には、非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通する販売費等及び育成費等並

びに支出した金額のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【所得税基本通達】

(譲渡所得の基因となる資産の範囲)

33-1 譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる。

(贈与等の際に支出した費用)

60-2 法第60条第1項第1号に掲げる贈与、相続又は遺贈（以下この項において「贈与等」という。）により譲渡所得の基因となる資産を取得した場合において、当該贈与等に係る受贈者等が当該資産を取得するために通常必要と認められる費用を支出しているときには、当該費用のうち当該資産に対応する金額については、37-5及び49-3の定めにより各種所得の金額の計算上必要経費に算入された登録免許税、不動産取得税等を除き、当該資産の取得費に算入できることに留意する。

(注) 当該贈与等以外の事由により非業務用の固定資産を取得した場合の登録免許税等については、38-9参照

【租税特別措置法】（以下「措置法」という。）

第1条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、国際観光旅客税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標

準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）、地方法人税法（平成26年法律第11号）、相続税法（昭和25年法律第73号）、地価税法（平成3年法律第69号）、登録免許税法（昭和42年法律第35号）、消費税法（昭和63年法律第108号）、酒税法（昭和28年法律第6号）、たばこ税法（昭和59年法律第72号）、揮発油税法（昭和32年法律第55号）、地方揮発油税法（昭和30年法律第104号）、石油石炭税法（昭和53年法律第25号）、航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）、自動車重量税法（昭和46年法律第89号）、国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）、印紙税法（昭和42年法律第23号）、国税通則法（昭和37年法律第66号）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）

第8条の4 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法第23条第1項に規定する利子等（第3条第1項に規定する一般利子等、第3条の3第1項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第5項において「利子等」という。）又は同法第24条第1項に規定する配当等（第8条の2第1項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、前条第1項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等その他政令で定めるものを除く。以下この項、第4項及び第5項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下この項、次項及び第4項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、同法第22条及び第89条並びに第165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係

る配当所得等の金額（第3項第3号の規定により読み替えられた同法第72条から第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第92条第1項の規定は、適用しない。

一 第37条の11第2項第1号に掲げる株式等の利子等又は配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第25条第1項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第3号、第9条の3第3号及び第9条の3の2第3項第3号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第1項第4号、第9条の3第3号並びに第9条の3の2第1項第3号及び第3項第3号において同じ。）。第9条の3第1号において同じ。）又は出資の総数又は総額の100分の3以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受ける配当等以外のもの

二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘のうち同項第1号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

三 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第2条第16項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の

募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第1号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。)の投資口の配当等

四 特定受益証券発行信託(その信託法(平成18年法律第108号)第3条第1号に規定する信託契約(次条第1項第5号、第9条の3第4号、第9条の3の2第1項第4号及び第37条の11第2項第3号の2において「信託契約」とい

う。)の締結時において委託者が取得する受益権の募集が公募(金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘のうち同項第1号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたものに限る。)の収益の分配

五 特定目的信託(その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権

の募集が第8条の2第1項第2号に規定する公募により行われたものに限る。)の社債的受益権の剰余金の配当

六 第3条第1項第1号に規定する特定公社債の利子

2 前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第1号から第3号までに掲げるもの(同項第2号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい

う。)に係る配当所得に係る部分は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその

の年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規

定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用す

るものとし、居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべ

き特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第22条及び第89条

又は第165条の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を

受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項の規定

は、適用しない。

3～8 (略)

25 (長期譲渡所得の課税の特例)(平成30年法律第7号による改正前のもの)

- 第31条 個人が、その有する土地若しくは土地の上に存する権利（以下第32条
までにおいて「土地等」という。）又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以
下第32条までにおいて「建物等」という。）で、その年1月1日において所有期
間が5年を超えるものの譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借
6 権の設定その他契約により他人（当該個人が非居住者である場合の所得税法第16
1条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）に土地を長期間使用させる行為で
政令で定めるもの（第33条から第37条の9まで及び第37条の9の5において
「譲渡所得の基となる不動産等の貸付け」という。）を含む。以下第32条まで
において同じ。）をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、同法第2
10 2条及び第89条並びに第165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その
年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額（同法第33条第3項に規定する譲渡所得の
特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第32条第1項に規定する短期譲
渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわら
ず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。
15 以下この項及び第31条の4において「長期譲渡所得の金額」という。）に対し、
長期譲渡所得の金額（第3項第3号の規定により読み替えられた同法第72条から
第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第31条の3
までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の15に相当する金
額に相当する所得税を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生
20 じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用につい
ては、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。
- 2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡をした土地等又は建物等を
その取得（建設を含む。）をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政
令で定める期間をいう。
- 25 3 （略）
（長期譲渡所得の概算取得費控除）

第31条の4 個人が昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地等又は建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、所得税法第38条及び第61条の規定にかかわらず、当該収入金額の100分の5に相当する金額とする。ただし、当該金額がそれぞれ次の各号に掲げる金額に満たないことが証明された場合には、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額
- 二 その建物等の取得に要した金額と設備費及び改良費の額との合計額につき所得税法第38条第2項の規定を適用した場合に同項の規定により取得費とされる金額

10 2 (略)

(短期譲渡所得の課税の特例)

第32条 個人が、その有する土地等又は建物等で、その年1月1日において第31条第2項に規定する所有期間が5年以下であるもの（その年中に取得をした土地等又は建物等で政令で定めるものを含む。）の譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、所得税法第22条及び第89条並びに第165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額（同法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。）に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（第4項において準用する第31条第3項第3号の規定により読み替えられた同法第72条から第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の30に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2～4 (略)

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第37条の11 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成28年1月1日

以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、

5 譲渡所得及び雑所得(所得税法第41条の2の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。第3項及び第4項において「上場株式等に係る譲渡所得等」という。)については、同法第22条及び第8

9条並びに第165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政

10 令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上

場株式等に係る譲渡所得等の金額(第6項において準用する前条第6項第5号の規定により読み替えられた同法第72条から第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の15に相当する金額に相当する所

15 得税を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2～6 (略)

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)(平成30年3月法律第7号改正前のもの)

20 第39条 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)による財産の取得(相続税法又は第70条の5若しくは第70

条の7の3の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。

第6項において同じ。)をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第

25 27条第1項又は第29条第1項の規定による申告書(これらの申告書の提出後において同法第4条に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当

該取得に係る同法第31条第2項の規定による申告書。第4項第1号において「相続税申告書」という。)の提出期限(同号において「相続税申告期限」という。)の翌日以後3年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格(同法第19条又は第21条の14から第21条の18までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された資産の譲渡(第31条第1項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この項、第4項及び第8項において同じ。)をした場合における譲渡所得に係る所得税法第33条第3項の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

以上

(別紙)

本件各更正決定等の根拠及び適法性に関する被告の主張

第1 本件各更正処分の適法性

1 平成30年分の納付すべき所得税の額等

(1) 配当所得の金額 4万6845円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である(乙7・4枚目の①欄)。

(2) 雑所得の金額 163万1950円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である(乙7・4枚目の②欄)。

(3) 総所得金額 167万8795円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した総所得金額と同額である(乙7・4枚目の③欄)。

(4) 分離短期譲渡所得の金額 7万9065円

上記金額は、原告の本件建物の共有持分の譲渡に係る総収入金額(後記ア)から、取得費(後記イ)及び譲渡費用(後記ウ)を控除した残額である(所得税法33条3項、措置法32条1項)(別表2・1の④・「更正処分」欄)。

ア 総収入金額 50万円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に添付した建物売買契約書に基づき、原告の本件建物の譲渡金額100万円(消費税を含む。)のうち、原告の所有する持分2分の1の金額である(乙1の3・4ないし6枚目)。

イ 取得費 41万2335円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に添付した譲渡所得の内訳書(建物用)の3面の「②取得費」欄に記載した金額と同額である(乙1の3・3枚目)。

ウ 譲渡費用 8600円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に添付した譲渡所得の内訳書（建物用）の3面の「③譲渡費用」欄に記載した金額と同額である（乙1の3・3枚目）。

(5) 分離長期譲渡所得の金額 281万2360円

上記金額は、原告の本件土地の共有持分の譲渡に係る総収入金額（後記ア）から、取得費（後記イ）及び譲渡費用（後記ウ）を控除した残額である（所得税法33条3項、措置法31条1項）（別表2・2の④「更正処分」欄）。

ア 総収入金額 297万円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に添付した譲渡所得の内訳書（土地用）の2面の「①譲渡価額」欄に記載した金額と同額である（乙1の2・2枚目）

イ 取得費 14万8500円

本件土地の共有持分の取得に要した費用として計上できる金額は、措置法31条の4第1項に規定する概算取得費である14万8500円（原告の本件土地の共有持分の譲渡に係る譲渡代金297万円の100分の5に相当する金額）となる。

ウ 譲渡費用 9140円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に添付した譲渡所得の内訳書（土地用）の3面の「③譲渡費用」欄に記載した金額と同額である（乙1の2・3枚目）。

(6) 所得から差し引かれる金額（所得控除額） 76万4970円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した「所得から差し引かれる金額」の合計欄に記載した金額と同額である（乙7・4枚目の⑩欄）。

(7) 課税総所得金額 91万3000円

上記金額は、前記(3)の総所得金額から前記(6)の所得から差し引かれる金額を控除した金額（ただし、国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(8) 課税分離短期譲渡所得金額 7万9000円

上記金額は、前記(4)の分離短期譲渡所得の金額と同額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(9) 課税分離長期譲渡所得金額 281万2000円

上記金額は、前記(5)の分離長期譲渡所得の金額と同額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(10) 算出税額 49万1150円

上記金額は、次のアないしウの金額の合計額である。

ア 課税総所得金額に対する算出税額 4万5650円

上記金額は、所得税法89条1項により、前記(7)の課税総所得金額（91万3000円）に100分の5の税率を乗じて計算した金額である。

イ 課税分離短期譲渡所得金額に対する算出税額 2万3700円

上記金額は、措置法32条1項により、前記(8)の課税分離短期譲渡所得の金額（7万9000円）の100分の30に相当する金額に相当する所得税である。

ウ 課税分離長期譲渡所得金額に対する算出税額 42万1800円

上記金額は、措置法31条1項により、前記(9)の課税分離長期譲渡所得の金額（281万2000円）の100分の15に相当する金額に相当する所得税である。

(11) 配当控除の金額 4685円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である（乙7・4枚目の②欄）。

(12) 政党等寄附金等特別控除の金額 1万3600円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した政党等寄附金等特別控除の金額と同額である（乙7・4枚目の⑩欄）。

13 差引所得税額 47万2865円

前記10の金額から、前記11及び12の各金額を控除した金額である。

5 14 復興特別所得税額 9930円

上記金額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）13条により、前記13の差引所得税額（47万2865円）に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

10 15 源泉徴収税額 8万1414円

上記金額は、平成30年分確定申告書に添付の平成30年分公的年金等の源泉徴収票及び平成30年分上場株式配当等の支払通知書に記載された源泉徴収税額の合計額であり、平成30年分確定申告書において含まれていた特別徴収税額（住民税額）2342円はこれに含まれていない（乙7・3枚目）。

15 16 納付すべき所得税等の額 40万1300円

上記金額は、前記13の差引所得税額（47万2865円）及び前記14の復興特別所得税額（9930円）の合計から、前記15の源泉徴収税額（8万1414円）を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

20 2 令和元年分の納付すべき所得税の額等

(1) 配当所得の金額 8万2686円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（乙8・4枚目の①欄）。

(2) 雑所得の金額 228万2360円

25 上記金額は、公的年金等に係る雑所得の金額204万6604円（令和元年分公的年金等の源泉徴収票に記載された支払金額の合計額324万6604円

から公的年金等控除額 120 万円（所得税法 35 条 4 項（平成 30 年法律 7 号による改正前のもの。）、措置法 41 条の 15 の 3 第 1 項（平成 30 年法律 7 号による改正前のもの。）を控除した金額）及び生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額 23 万 5756 円（令和元年分生命保険契約等の年金の支払調書に記載された支払金額 103 万 3936 円から必要経費 79 万 8180 円を控除した金額）の合計額である 228 万 2360 円である（乙 8・4 枚目の②・B 欄）。

(3) 総所得金額 236 万 5046 円

上記金額は、前記(1)及び(2)の合計金額である。

(4) 上場株式等に係る譲渡所得の金額 168 万 1882 円

上記金額は、本件株式の譲渡に係る総収入金額（後記ア）から、取得費（後記イ）を控除した残額となる（所得税法 33 条 3 項、措置法 37 条の 11 第 1 項、同 37 条の 10 第 6 項 3 号、同 37 条の 11 第 6 項）。

ア 総収入金額 279 万 0150 円

上記金額は、令和元年分確定申告書に添付された株式取引報告書に記載のとおり、本件株式 1045 株を単価 2670 円にて、令和元年 12 月 25 日付けで売却した精算金額である（乙 2・5 枚目）。

イ 取得費 110 万 8268 円

上記金額は、令和元年分確定申告書に添付された退会精算書に記載のとおり、平均買付価格 1060.543 円に 1045 株を乗じた 110 万 8268 円（1 円未満切り上げ）である（乙 2・5 枚目）。

(5) 所得から差し引かれる金額（所得控除額） 95 万 0970 円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した「所得から差し引かれる金額」の合計欄に記載した金額と同額である（乙 8・4 枚目の①9 欄）。

(6) 課税総所得金額 141 万 4000 円

上記金額は、前記(3)の総所得金額から同(5)の所得から差し引かれる金額を控除した金額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(7) 上場株式等に係る課税譲渡所得の金額 168万1000円

5 上記金額は、前記(4)の上場株式等に係る譲渡所得の金額と同額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(8) 算出税額 32万2850円

上記金額は、次のア及びイの金額の合計額である。

ア 課税総所得金額に対する算出税額 7万0700円

10 上記金額は、所得税法89条1項により、前記(6)の課税総所得金額（141万4000円）に100分の5の税率を乗じて計算した金額である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する算出税額 25万2150円

15 上記金額は、措置法37条の11第1項により、前記(7)の上場株式等に係る課税譲渡所得の金額（168万1000円）の100分の15に相当する金額に相当する所得税である。

(9) 配当控除の金額 8269円

上記金額は、前記(1)の配当所得8万2686円に100分の10（所得税法92条1項1号イ）を乗じた8269円である（乙8・4枚目の㉓B欄）。

20 (10) 政党等寄附金等特別控除の金額 1万3600円

上記金額は、令和元年分確定申告書に記載した政党等寄附金等特別控除の金額と同額である（乙8・4枚目の㉔・B欄）。

(11) 差引所得税額 30万0981円

前記(8)の金額から、前記(9)及び(10)の各金額を控除した金額である。

25 (12) 復興特別所得税額 6320円

上記金額は、復興財源確保法13条の規定により、前記(11)の差引所得税額(30万0981円)に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

(13) 源泉徴収税額 11万5527円

上記金額は、本件令和元年分確定申告書に添付の令和元年分公的年金等の源泉徴収票及び令和元年分上場株式配当等の支払調書に記載された源泉徴収税額の合計額である(乙8・3枚目)。

(14) 納付すべき所得税等の額 19万1700円

上記金額は、前記(11)の差引所得税額(30万0981円)及び前記(12)の復興特別所得税額(6320円)の合計から、前記(13)の源泉徴収税額(11万5527円)を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

3 本件各更正処分が適法であること

以上のとおり、適正に算定した原告の平成30年分及び令和元年分における納付すべき所得税等の額は、それぞれ平成30年分が40万1300円、令和元年分が19万1700円であるところ、当該各金額は、本件各更正処分における納付すべき所得税等の額(別表1の「更正決定等」の「所得税等の納付すべき税額」欄)といずれも同額である。

したがって、本件各更正処分は、いずれも適法である。

第2 本件各賦課決定処分の適法性

1 本件各賦課決定処分の根拠

前記第1のとおりに、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき本件各年分の過少申告加算税の額は、次の(1)及び(2)のとおり、それぞれ平成30年分が6000円、令和元年分が1万3000円である。

(1) 平成30年分 6000円

上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、平成30年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった平成30年分の所得税等の額6万4200円（甲1の1枚目「本税の額」欄）について、通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のものに100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 令和元年分 1万3000円

上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、令和元年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった令和元年分の所得税等の額13万0200円（甲6の1枚目「本税の額」欄）について、通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のものに100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

2 本件各賦課決定処分が適法であること

以上のとおり、適正に算定した原告の平成30年分及び令和元年分の所得税等に係る過少申告加算税の額は、前記1のとおりであるところ、当該各金額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（乙7及び乙8の1枚目「過少申告加算税」欄）と、いずれも同額である。

したがって、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

第3 本件各通知処分の適法性

原告は、処分行政庁に対し、平成30年分については、本件各持分の譲渡による譲渡所得が分離課税の対象ではなく、総合課税の対象であることを理由として、

令和元年分については、源泉徴収税額の計上漏れを理由として、それぞれ更正の請求をした。

しかしながら、平成30年分更正の請求について、本件各持分の譲渡による譲渡所得は分離課税の対象となるから、平成30年分更正の請求には理由がない。

5 また、令和元年分更正の請求について、原告が計上漏れとした源泉徴収税額は認められるが、本件株式の譲渡による譲渡所得に関しては、原告が令和元年分確定申告書において計算した総合課税の対象ではなく、分離課税の対象となり、計算の結果、令和元年分の所得税等の納付すべき税額が令和元年分確定申告書に記載された額より過大となることから、理由がない。

10 したがって、本件各通知処分はいずれも適法である。

以 上

所得税等に係る課税処分等の経緯

平成30年分

(単位:円)

区 分	年 月 日	総所得金額	分離短期譲渡 所得の金額	分離長期譲渡 所得の金額	所得税等の 納付すべき税額
確 定 申 告	平成31年 2月 4日 (期 限 内)	1,678,795	42,027	2,812,360	351,000
確 定 申 告 (訂正後)	平成31年 2月 7日 (期 限 内)	1,678,795	42,027	2,482,360	337,100
更正の請求	令和 3年 4月 9日	2,690,988	0	0	△ 4,103
通 知 処 分	令和 3年10月22日	更正をすべき理由がない旨の通知			
更正決定等	令和 3年10月25日	1,678,795	79,065	2,812,360	401,300
審 査 請 求	令和 3年 11月 1日	更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消し			
審 査 請 求	令和 3年11月 8日	更正決定等の一部取消し			
裁 決	令和 4年 6月28日	棄 却			

令和元年分

(単位:円)

区 分	年 月 日	総所得金額	上場株式等の 譲渡所得の金額	所得税等の 納付すべき税額
確 定 申 告	令和 2年 3月 16日 (期 限 内)	2,668,018		61,500
更正の請求	令和 3年 3月 16日	2,668,018		△ 53,998
通 知 処 分	令和 3年 10月 22日	更正をすべき理由がない旨の通知		
更正決定等	令和 3年 10月 25日	2,365,046	1,681,882	191,700
審 査 請 求	令和 3年 11月 1日	更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消し		
審 査 請 求	令和 3年 11月 17日	更正決定等の一部取消し		
裁 決	令和 4年 6月 28日	棄 却		

1 分離短期譲渡所得の金額

(単位:円)

項 目		平成30年分 確定申告	更正処分
分離短期譲渡所得に係る総収入金額	①	462,962	500,000
①に係る取得費の金額	②	412,335	412,335
①に係る譲渡費用の金額	③	8,600	8,600
分離短期譲渡所得の金額 (①-②-③)	④	42,027	79,065

2 分離長期譲渡所得の金額

(単位:円)

項 目		平成30年分 確定申告	更正処分
分離長期譲渡所得に係る総収入金額	①	2,970,000	2,970,000
①に係る取得費の金額	②	478,500	148,500
①に係る譲渡費用の金額	③	9,140	9,140
分離長期譲渡所得の金額 (①-②-③)	④	2,482,360	2,812,360

3 上場株式等の譲渡所得の金額

(単位:円)

項 目		令和元年分 確定申告	更正処分
総合長期譲渡所得に係る総収入金額	①	2,790,150	0
①に係る取得費	②	1,680,205	0
総合長期譲渡所得に係る所得金額	③	304,972	0
上場株式等の譲渡所得に係る総収入金額	④	0	2,790,150
④に係る取得費	⑤	0	1,108,268
上場株式等の譲渡所得の金額 (④-⑤)	⑥	0	1,681,882